

竹富町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹富町広告掲載要綱（平成22年5月17日告示第10号。以下「要綱」という。）に基づき、町の管理・運営するホームページ（以下「町ホームページ」という。）において、広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 掲載する広告については、町の広報としての品位を損なわないもの並びに町民に不利益を与えないものとし、竹富町広告掲載基準（平成22年5月17日告示第11号）に基づき掲載の可否を決定する。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、竹富町役場政策推進課が行う。

2 広告の募集は、広報紙、町ホームページ等により行う。

(広告の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は竹富町広告掲載申込書（要綱様式第1号）に次の書類等を添付して申し込まなければならない。

(1) 町税等の納付を証明するもの

(2) 掲載広告案

(規格等)

第5条 広告の規格等は、次に掲げる事項を記した竹富町ホームページ広告枠規格等仕様書に定める。

(1) 広告を掲載する町ホームページのURL

(2) 広告の掲載位置

(3) 広告の枠数

(4) 広告の募集期間及び掲載期間

(5) 広告の掲載開始日及び掲載終了日

(6) その他広告の募集及び選定に関し必要な事項

(掲載広告の審査及び決定)

第6条 町ホームページの掲載広告に係る審査及び決定は、要綱第8条により町長が決定する。

2 前項により決定された事項は、竹富町広告掲載審査結果通知書（要綱様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告の掲載の決定を受けたもの（以下広告主という。）は、町長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、要綱第12条の規定により、その全部又は一部を返還することができる。

(決定の取消し)

第8条 広告主が要綱第11条各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。